

平成30年度の保育料が変わります(1号認定)

利用者の方の経済的負担の軽減措置をさらに拡充するため、国の基準額が変更となりました。これに伴い、七尾市においても保育料が下記の通り変更となります。(※変更となったところ) 変更の対象となった方には、別途お知らせいたします。

平成30年4月分の保育料から遡及して適用されます。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の基準月額(円)
階層区分	定義	1号認定 教育標準時間認定 満3歳以上の児童
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	3,000
	(ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯)	(0)
C	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 77,101円未満の世帯	※10,000 14,000
	(ひとり親世帯又は在宅障害者のいる世帯)	(3,000)
	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 77,101円以上211,201円未満の世帯	17,000
C3	A階層を除き、市町村民税所得割の額が 211,201円以上の世帯	19,000

保育料は、原則として父母及び、児童と同一世帯に属し生計を一にしている父母以外の家計を主宰している扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の市町村民税額の合計額と児童の支給認定区分(1号認定)により定めています。

なお、保育料の算定基礎となる市町村民税額は、4月から8月までの保育料は平成29年度分、9月から3月までの保育料は平成30年度分の額となります。

1 児童の年齢について

満3歳以上の児童が対象です。

2 市町村民税について

市町村民税額は、住宅借入金等特別控除及び外国税額控除等のいわゆる税額控除適用前の税額となります。

・ みなし寡婦(夫)控除

未婚の父又は母について、保育料の計算上、地方税法の寡婦(夫)控除を適用できます。

※要申請(子育て支援課までお問い合わせください。)

・ 住民税の修正申告をした場合や更正により市民税が変更となった場合

修正申告等が行われた日の翌月(1日に行われた場合は当月)から保育料が変更となる場合があります。申告書の写しや住民税更正通知の写しを子育て支援課へご提出ください。

3 保育料の軽減について(次頁《保育料軽減のしくみ》と合わせてご確認ください)

多子世帯の軽減について

- (1) 同一世帯において、小学校3年生以下の範囲に複数の児童が在学・在園している場合、小学校3年生以下の最年長の児童から数えて2人目の保育料は基準月額額の半額、3人目以降は無料となります。(しくみ①)
- (2) **軽減対象:階層区分 C2**
18歳未満(平成11年4月2日以降生まれ)の児童が世帯に3人以上いる場合、18歳未満の最年長の児童から数えて3人目以降の児童の保育料は無料となります。(しくみ②)
- (3) **軽減対象:階層区分 BからC1**
入園している児童が最年長の子どもから数えて2人目以降の児童の保育料は無料となります。1人目が「生計を一にする」子どもであれば、年齢や同居しているかは問いません。(しくみ③)

ひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯

- (1) **軽減対象:階層区分 B**
B階層の世帯の保育料は無料となります。(しくみ①)
- (2) **軽減対象:階層区分 C1**
C1階層の世帯の1人目の保育料は3,000円、2人目以降は無料となります。1人目が「生計を一にする」子どもであれば、年齢や同居しているかは問いません。(しくみ②)

4 月の途中での入退所児童の保育料について(入退所月分)

月の途中で入退所した場合における入退所月の保育料は、基準月額を次の算式で計算した日割額となります。なお、10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

- (1) 月途中で入所した場合
基準月額×その月の途中入所日からの開所日数(20日を超える場合は20日)÷20日
- (2) 月途中で退所した場合
基準月額×その月の途中退所日までの開所日数(20日を超える場合は20日)÷20日

保育料の算定に必要な書類について

1 所得課税証明書 (原則として1月1日現在の住民登録地の市区町村で発行)

- ※H29年1月2日以降に七尾市に転入された方で、
マイナンバーの届出(支給認定申請書(兼入園申込書)に記載)をしていない場合のみ必要
- ・4月～8月分保育料算定用(8月までに入園した場合)
平成29年1月1日に住民登録のあった住所地の「平成29年度(平成28年分)所得課税証明書」
 - ・9月～3月分保育料算定用
平成30年1月1日に住民登録のあった住所地の「平成30年度(平成29年分)所得課税証明書」
- (注意) 所得の状況を申告していない場合や、必要な書類(転入された方の税額証明等)に不備があった場合、提出が遅れた場合は、保育料を最高額に決定する場合があります。

2 身体障害者手帳等の写し

- ※世帯員に身体障害者手帳等を交付されている者がいる場合のみ必要
身体・精神・療育手帳、特別児童扶養手当の証書、障害年金の証書のいずれかを提出

※お問い合わせは
七尾市役所子育て支援課 保育支援グループ までお願いします。
(パトリア3階) 電話番号 0767-53-8419

《保育料軽減のしくみ》 (1号認定)

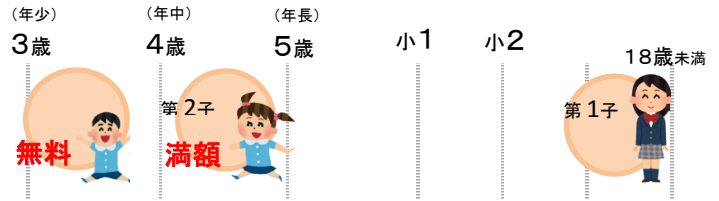
多子世帯

しくみ①
市民税所得割合計にかかわらず
同時に在学・在園している子がいる世帯



※ 小3以下の子どもから数えて、第2子は半額、第3子は無料

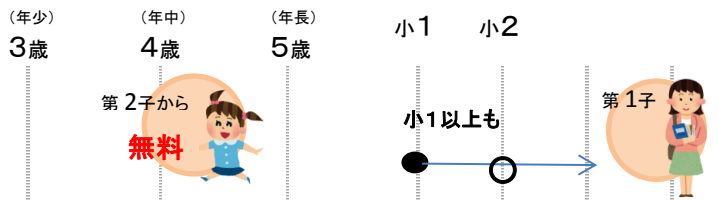
しくみ② (しくみ①に加えて)
市民税所得割合計が
77,101円以上211,201円未満
の世帯 (※階層C2に限る)



※ 第1子について 18歳未満の同居している子ども

※ 小3以下の子どもから数えて、第2子は半額

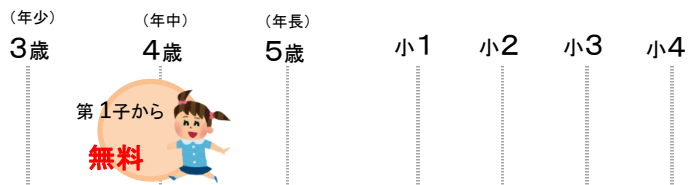
しくみ③
市民税所得割合計が
77,101円未満の世帯
(※階層BからC1に限る)



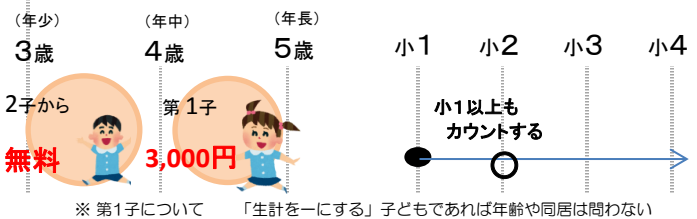
※ 第1子について 「生計を一にする」子どもであれば年齢や同居は問わない

ひとり親世帯または 在宅障害児(者)のいる世帯

しくみ①
世帯の市民税が非課税 (※階層Bに限る)



しくみ②
市民税所得割合計が
77,101円未満の世帯
(※階層C1に限る)



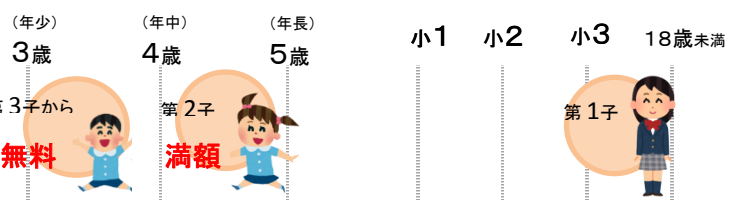
※ 第1子について 「生計を一にする」子どもであれば年齢や同居は問わない

しくみ①
市民税所得割合計にかかわらず
同時に在学・在園している子がいる世帯



※ 小3以下の子どもから数えて、第2子は半額、第3子は無料

しくみ② (しくみ①に加えて)
市民税所得割合計が
77,101円以上211,201円未満
の世帯 (※階層C2に限る)



※ 第1子について 18歳未満の同居している子ども

※ 小3以下の子どもから数えて、第2子は半額